

令和8年9月17日宣告

令和7年（わ）第514号

主 文

被告人を拘禁刑16年に処する。

5 未決勾留日数中200日をその刑に算入する。

押収してあるサバイバルナイフ1本（令和8年押第5号の1）及び鞘付きナイフ1本（令和8年押第5号の2）を没収する。

訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

10 【罪となるべき事実】

第1 被告人は、令和7年8月2日午後7時25分頃、静岡市A区（以下省略）所在のB公民館2階大ホールにおいて、X（当時78歳）に対し、殺意をもって、右手に逆手で持ったサバイバルナイフ（刃体の長さ約12.5センチメートル。令和8年押第5号の1）を振り下ろしてその背部を4回突き刺し、よって、同日午後10時48分頃、同市C区（以下省略）所在のD病院において、同人を肺・肝臓・腎臓刺切損傷に起因する失血により死亡させて殺害した。

第2 被告人は、業務その他正当な理由による場合でないのに、同日午後7時25分頃、前記B公民館2階大ホールにおいて、前記サバイバルナイフ1本及び鞘付きナイフ1本（刃体の長さ約24.7センチメートル。令和8年押第5号の2）を携帯した。

20 【量刑の理由】

1 本件は、被告人が、判示サバイバルナイフ（以下「本件サバイバルナイフ」という。）及び判示鞘付きナイフ（以下「本件鞘付きナイフ」といい、本件サバイバルナイフと併せて「本件サバイバルナイフ等」と呼称することがある。）を携帯して、自治会の会合（以下「本件会合」という。）が行われていた判示公民館（以下「本件公民館」という。）に赴き、同公民館の2階大ホールにおいて、本件サバイバルナイフを使用し

て、同会合に参加していた被害者を殺害したという事案である。

2 被告人は、着席している被害者にその背後から近づいて、鋭い先端付近に返しがある本件サバイバルナイフを右手に逆手で持ち、これを振り下ろして被害者の背部を4回突き刺した。これらの刺し傷は、被害者の右肩甲骨を貫通したほか、肺、肝臓、
5 腎臓にまで到達していることから、被告人は相当強い力で被害者を複数回にわたり刺突したものと認められる。被告人は、被害者に対して「最大限のダメージ」を与えるために本件各犯行に及び、同人を殺害することも排除はしていなかったという供述をしているが、本件サバイバルナイフによる刺突の態様や回数等に照らすと、自身の行為によって被害者が十中八九死亡するであろうことを認識し、そのような結果になる
10 ことも十分織り込んだ上で本件殺人の犯行に及んだと認められる。本件殺害行為は、被害者に対する強い攻撃意図の下、高い殺傷能力を有する凶器を用いて行われた執拗かつ危険なものであった。

本件各犯行に及ぶにあたって、被告人は、本件会合のために被害者が本件公民館に
いると考え、着用したホルダー付きベルトに、本件サバイバルナイフと予備としての
15 本件鞘付きナイフを備え付けて本件公民館に赴いた。本件公民館では、2階大ホールに被害者がいることを確認した上、2階トイレ内で10分から15分程度、逡巡したものの、結局は犯行に及ぶことを決意した。その後、犯行後に自殺するつもりであった被告人は、3人の子どもに自身の財産を譲るため、同トイレ内において、スマートフォンを使って子らに多額の金銭を振り込むなどした後、凶行に及んだ。本件以前か
20 ら被害者をナイフで刺すことを考えていたものの、決断できずに実行に至らなかったこともあった。これらの事情からすると、本件各犯行は、突発的にされたものであるとはいえない。他方、本件サバイバルナイフ等は、被告人が趣味のために購入して自宅で保管していたものであって、凶器として準備されたものではない。本件各犯行が計画的に実現されたものであるともいえない。被告人は、自分なりに必要と考える準備をし、逡巡を乗り越えた上で本件各犯行に及んだものと認められる。
25

3 被害者は、自治会長等として地域のための活動に従事する中で、同じ地域住民

である被告人と関わることもあり、その関わりを通じて被告人から恨みを抱かれ、殺害されるに至った。被告人から恨みを抱かれるきっかけとなるような被害者の言動があったかどうかは定かではなく、仮にあったのだとしても、被害者に、殺害されるような落ち度はないのであって、それにもかかわらず、多くの参加者がいる地域の会合
5 の場で、予期せず襲われ、生命を奪われた被害者の無念さや苦しみは計り知れない。その遺族が、被告人に対して厳しい処罰感情を抱くことは当然のこととして理解できる。本件が、地域住民に与えた恐怖感等も無視することはできない。

4 もっとも、被告人は、自閉症スペクトラム障害（ＡＳＤ）に罹患しており、その症状である被害的認知やこだわりの強さ等が原因となり、被害者の些細な言動であ
10 っても過度に被害的に捉え、長年にわたりそのことを何度も思い出すなどして被害者に対する恨みを募らせ、そして、これを増幅させてきた。その結果、被告人は、被害者が自身及びその家族を見せしめにしてその地域を恐怖支配しようとしているなど
と考えるようになり、遂には、被害者に対して「最大限のダメージ」を与えることを意図するようになった。このように、被告人が本件各犯行に及ぶ動機の形成過程には、
15 ＡＳＤの症状が強く影響していると認められる。この点は、被告人の責任非難を一定程度軽減させるものである。しかし、被告人が被害者に対してそのような恨みを抱いた結果として、前述のような逡巡を乗り越えて本件各犯行に及ぶという手段を選択したのは、被告人自身の意思決定によるものであって、そこにＡＳＤの影響はなかったと認められる。弁護人は、被告人の意思決定に対する非難について、ＡＳＤの影響を
20 受けて形成された、被告人の努力ではいかんともしがたい性格特性によるものであることを斟酌すべきである旨主張するが、長年診断されることのなかったＡＳＤの存在が被告人の性格形成に一定の影響を及ぼしていた可能性があることを前提としても、その存在は、被告人の意思決定に対する非難を大きく減少させる事情とまではいい難い。

25 5 以上の犯情等によれば、被告人の刑事責任は重い。このような事情を踏まえ、更に一般情状について検討すると、被告人は、未だ被害者遺族に対する具体的な被害

弁償の準備の多くを進められていないものの、罪を認めた上で、A S Dと診断されたことを受け入れ、それが本件各犯行に関連していることに理解を示し、今後はこれを自覚して必要な支援を受ける意思がある旨を述べている。そして、被告人が、今後、A S Dの特性がある中でも被害者やその遺族の感情に思いを馳せ、自身のしてしまったことについての内省を深めていく上で、出所するまで被告人のことを待つと公判廷において語る妻がいることや、今後の福祉的な支援が予定されていることは、その一助になるものと期待される。

6 以上の犯情及び一般情状を考慮し、同種事案（処断罪：殺人、動機：怨恨、凶器等：あり、処断罪と同一又は同種の罪の件数：1件、被告人から見た被害者の立場：知人・友人・勤務先関係）の量刑傾向をも踏まえると、被告人に対しては、主文の刑を科するのが相当であると判断した。

（検察官の求刑：拘禁刑18年・主文同旨の没収、弁護人の科刑意見：拘禁刑12年以下）

令和8年9月18日

15 静岡地方裁判所刑事第1部

裁判長裁判官 丹 羽 芳 徳

20

裁判官 一 社 紀 行

25

裁判官 溝 口 航 平